

## ◎特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置

### 置法の一部を改正する法律

(平成二四年三月三〇日法律第七号)(衆)

#### 一、提案理由(平成二四年三月二六日・衆議院本会議)

○吉田公一君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の時限法として制定され、以後、十一度にわたり期限延長のための改正が行われました。

今日までの六十年間にわたる特殊土壌地帯対策事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところでありますが、近年、台風の来襲頻度や集中豪雨が増加し、大きな被害が発生していることなど、今なお対応すべき多くの課題に直面しており、引き続きこれらの事業を推進していく必要があります。

こうした観点から、本年三月三十一日をもって期限切れとな

る現行法の有効期限をさらに五年間延長しようとするものであります。

本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院農林水産委員長報告(平成二四年三月二三日)

○小川勝也君 たいだいま議題となりました両法律案のうち、まず、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成二十四年三月三十一日をもって失効する現行法の有効期限を更に五年延長し、平成二十九年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、提出者の吉田公一衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律